

異動の季節です。手続きをお忘れなく。

右京区役所 ☎861-1101
京北出張所 ☎852-0300

①、②、③について、3月22日(日)、29日(日)、4月5日(日)は日曜日(9:00～12:00)にも区役所(出張所を除く)で手続きができます。

種 類		持ち物	届け出先	問合せ先	
①転居届	区内で異動	本人確認書類 ＊市外から転入された方は、 前住所地の転出証明書(外国 籍の方の住所変更は在留カー ドなどが必要です)	転居してから14日以内に新住所 地の市民窓口課、出張所(京北地域 にお住まいの方は京北出張所)へ 転出の日までに市民窓口課、出張所 (京北地域にお住まいの方は京北出 張所)へ	市民窓口課 ☎861-1372	
②転入届	市外・市内他区から異動				
③転出届	市外へ異動				
④国民健康 保険	住所地の変更、 国保への加入・脱退	印鑑、本人確認書類、新しい保険 証、国民健康保険証、その他(詳し くはお問い合わせください)	異動のあった日から14日以内に 保険年金課(京北地域にお住まい の方は京北出張所福祉担当)へ 新住所地の保険年金課へ	保険年金課 ☎861-2032	
⑤国民年金 (第1号被保険者)	市外から異動			年金手帳	保険年金課 ☎861-2064
	市外へ異動				
		＊市内の異動は、届け出不要			
⑥国民年金 (受給者)	住所地の変更	原則不要ですが、日本年金機構において、住民票コードが収録されて いない方などは住所変更の届け出が必要です。詳しくは、新住 所地の年金事務所にお問い合わせください。		日本年金機構 京都西年金事務所 ☎323-1170	
⑦介護保険	市内で異動	印鑑、本人確認書類、介護保険 被保険者証、各種減額証 (お持ちの方)	14日以内に新住所地の福祉介護課 (京北地域にお住まいの方は京北 出張所福祉担当)へ 転出の日までに福祉介護課(京北地 域にお住まいの方は京北出張所福 祉担当)へ	福祉介護課 ☎861-1416 京北出張所 福祉担当 ☎852-1815	
	市外から異動				
	市外へ異動				

＊本人確認書類：運転免許証、年金手帳、パスポートなど(代理人が申請する場合は、各担当にお問い合わせください)
■印鑑登録されている方は、市外転出により、登録が自動的に抹消されます。新住所地で登録してください。(市内での異動には、届出は不要)
■後期高齢者医療、重度障害老人健康管理費については、保険年金課、京北出張所福祉担当へ。
■児童手当、子ども医療などの福祉医療、敬老乗車証については、福祉介護課、京北出張所福祉担当へ。児童手当・子ども医療については市地域福祉課児童家庭課合同分室でも受け付けています。
■小・中学校の転入については、転校前の学校へ印鑑を持って転学届を提出し、そのとき受け取った在学証明書と区役所・出張所で発行する転入学通知書などを保護者の方が指定小・中学校へ持参してください。
■3歳3カ月以下の子どもがいる方は、乳幼児健診の手続きのため、保健センター健康づくり推進課へ。
■飼い犬登録変更は、新住所地の保健センター衛生課へ。
■家庭ごみとして収集できない大型ごみは有料で収集します。受付：大型ごみ受付センター☎0120-100-530(携帯電話からは、☎0570-000-247) 午前8時30分～午後4時30分
＊エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、販売店で引き取りを依頼いただくか、またはメーカー・家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)でリサイクル料金を確認のうえ郵便局で家電リサイクル券を購入後、メーカー指定引取場所へ直接持ち込んでください。＊パソコンの引取りは、各メーカーの受付窓口またはパソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。

情報掲示板

税

固定資産税・都市計画税第4期分の納期限のお知らせ
3月2日(月)は、固定資産税・都市計画税第4期分の納期限です。納期限を過ぎると、延滞金がかかります。ただし算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。
■【課税内容】土地家屋…固定資産税課 ☎861-1946・861-1976
償却資産…市資産税課 ☎213-5214
■【納付相談】土地家屋…納税課 ☎861-1849
償却資産…市納税推進課 ☎213-5468
■【口座振替】市納税推進課 ☎213-5466
市・府民税の主な変更点

■所得税の住宅ローン控除可能額のうち、控除しきれなかった額を、市・府民税から控除する制度について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されました。なお、平成26年1月から平成29年12月までに居住を開始された方の控除限度額は以下のとおりとなります。

居住年	控除限度額
平成26年 1月～3月	所得税の課税総所得金額など×5% (最高97,500円)
平成26年4月～ 29年12月	所得税の課税総所得金額など×7% (最高136,500円)＊

＊消費税率が8%または10%の場合であり、それ以外の場合の控除限度額は上段適用。

確定申告をされる場合、申告期限の3月16日(月)までに申告をされないと、市・府民税の住宅借入金等特別税額控除が適用されない可能性がありますのでご注意ください。

■上場株式などの配当所得及び譲渡所得などに係る軽減税率の廃止について

上場株式などの配当・譲渡所得などに係る税率は、平成26年1月1日以降支払い分より、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。(復興特別所得税が加算)
■市税事務所(市民税第3担当) ☎746-5843

福祉

京北地域にお住まいの方は京北出張所 福祉担当 ☎852-1815へお問い合わせください。
児童扶養手当の申請手続きはお早めに

公的年金を受給している方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月1日から、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の手当を受給できるようになりました。3月31日までは、申請について下記のとおり経過措置期間が設けられています。
・平成26年12月1日において支給要件を満たしている方は、3月31日までに申請すれば12月分から支給対象。
・平成26年12月1日～平成27年3月31日に支給要件に該当した方は、3月31日までに申請すれば、要件に該当した日の翌月分から支給対象。
なお、4月以降は申請日の翌月分からの支給となりますので、お早めにお手続きください。

■子育て支援部児童家庭課 ☎251-2380
福祉事務所支援課 ☎861-1437
特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、または代わりに養育している方に対して支給される手当です。20歳未満の児童が対象で、障害の程度に応じて支給額が決まります。

＊手当は請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

■支援課特別児童扶養手当担当 ☎861-1451
保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のご利用で保険料を納めに行く手間が省けて便利です。国保記号番号(後期高齢者医療制度の場合は被保険者番号と徴収番号)の分かるもの(納入通知書、領収書など)、預(貯)金通帳、口座の届出印を持参のうえ、お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または保険年金課の窓口まで。＊口座振替により引落とされるのは、普通徴収の保険料のみ。特別徴収(年金からの引落し)による納付の方で、口座振替へ変更の場合は保険年金課へ。
■保険年金課 資格担当 ☎861-2032
国民年金からのお知らせ

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者として加入していただくことになります(第2号または第3号被保険者の方は除く)。第1号被保険者に該当する方で加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。老齢基礎年金を受給するには、保険料納付済期間と免除期間等をあわせて25年以上が必要です。届出は必ず行いましょう。国民年金第1号被保険者に該当するとき
○20歳になったとき
○退職し、厚生年金保険または共済組合等の資格を

証明書の窓口 閤市民窓口課 ☎861-1372

証明書の種類	ご用意いただくもの	窓 口
戸籍 など	①戸籍謄本(全部事項証明)・抄本 (個人事項証明) ②除籍謄本(全部事項証明)・抄本 (個人事項証明) ③戸籍附票の写し	窓口に来られる方の本人確認書類(代理人(直系親族以外)が請求される場合は委任状)
	受理証明(戸籍届出が受理されたことを証明するもの)	窓口に来られる方の本人確認書類(届出人以外の方が請求される場合は委任状)
住民票 など	住民票の写し、住民票記載事項証明書	窓口に来られる方の本人確認書類(同一世帯員以外が請求される場合は委任状)
	印鑑登録証明書	印鑑登録証

＊本人確認書類：運転免許証、健康保険証、パスポートなど

午前8時30分～午後4時30分
(☎0120-319-640)でリサイクル料金を確認のうえ郵便局で家電リサイクル券を購入後、メーカー指定引取場所へ直接持ち込んでください。＊パソコンの引取りは、各メーカーの受付窓口またはパソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください。

喪失したとき
○第3号被保険者が厚生年金保険または共済組合等の加入者の扶養からはずれたとき
■保険年金課 保険給付・年金担当 ☎861-2064

保健

京北地域にお住まいの方は京北出張所 保健担当 ☎852-1816へお問い合わせください。

献血日程

■献血にご協力ください
■とき 2月24日(火)京都ファミリー 10:00～12:00、13:00～15:30
■健康づくり推進課 管理担当 ☎861-2176

■乳がん検診のご案内
医師による視触診とエコー(30歳代)、またはマンモグラフィー(40歳以上)。とき 4月上旬～5月下旬(後日、京都予防医学センターから申込者に検診日時を郵便でお知らせします。)会場 サンサ右京2階 保健センター 料金 1,300円(免除制度あり)対象 市内に住む30歳以上の女性で年内(12月31日まで)に偶数年齢になる方。ただし、昨年受診していない場合は奇数年齢になる方も受診可能です。■「乳がん検診申込書」(保健センターニュース添付、保健センター窓口で配布)でお申し込みください。3月20日(金)必着。
■京都予防医学センター乳がん検診係 ☎811-9135
健康づくり推進課 ☎861-2177

文化

右京中央図書館

2月16日(月)～20日(金)は図書特別整理のため臨時休館
特集コーナー

2月「現代の家族のあり方」「伝えたい京の技」
3月「思い出の残し方」「伝えたい京の技」
千年の古都、悠久のときに思いを馳せる 第7回特別資料展示「京の花街 今昔」

■とき 2月23日(月)～3月8日(日)
■右京中央図書館 ☎871-5336

移動図書館 こじか号

2月28日(土) 10:30～12:00 京北合同庁舎前
3月2日(月) 11:00～11:40 西京極小学校
13:00～13:40 葛野小学校
3月4日(水) 13:10～13:40 嵯峨小学校
3月5日(木) 13:00～13:50 高雄小学校
3月9日(月) 10:10～10:40 宕陰小学校・中学校
10:50～11:20 愛宕ゆうこうの郷
11:40～11:55 水尾自治会駐車場

■移動図書館 ☎801-4196

の選挙人名簿を次のとおり縦覧に供します。
日時 2月23日(月)～3月9日(月)午前8時30分～午後5時

第4区	京北地域以外
右京区役所京北出張所(＊)	西京区選挙管理委員会(西京区役所内)

所が右京区選挙管理委員会(右京区役所内)になります。
■京都市選挙管理委員会 ☎241・9250

右京区から発進!!
右京警察署